

平成27年度第1回佐久穂町総合教育会議 会議録

平成27年度総合教育会議第1回会議が、平成27年10月8日、午後2時から佐久穂町役場佐久庁舎南第一会議室で開催された。

会議日程

- 1 開会
- 2 町長あいさつ
- 3 教育委員長あいさつ
- 4 経過説明
 - (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正
- 5 議題
 - (1) 佐久穂町総合教育会議の設置について
 - (2) 教育に関する「大綱」の制定について
 - (3) その他
- 6 意見交換
- 7 閉会

○ 出席者

佐々木定男町長
倉澤誠教育委員長
阿部紀子委員長代理
佐々木太郎委員
高見澤栄子委員
相馬哲雄教育長

○ 欠席委員

なし

○ 説明のため出席した者

総合政策課長（松澤明彦）
こども課長（渡辺永）
生涯学習課長（須田芳明）
学校教育係長（小澤実）

1 開会

総合政策課長（松澤） ただ今から第1回佐久町総合教育会議を開会いたします。

私、総合政策課長の松澤と申しますが進行を務めさせていただきます。

では、次第に基づきまして、2町長あいさつをお願いいたします。

2町長あいさつ

町長（佐々木定男） あらためまして皆さんこんにちは。平成27年度の第1回佐久町総合教育会議ということで、教育委員の皆様方におかれましてはお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ご存じのとおり、総合教育会議につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴いまして、教育委員会と町長がより連携し、教育行政のさらなる充実を目的に設置することとされているところでございます。

総合教育会議の構成員に地方公共団体の長が加わった意味を受け止めまして、教育行政について町長として関わるべきことをしっかり認識しながら、よりよい教育行政が実現されるよう尽力をしてみたいと考えております。

佐久町は誕生10周年を迎え、新しい町での最も大きな事業であり、念願でありました佐久小学校、佐久中学校が本年4月に開校することができました。これにつきましては、教育委員の皆様方を始め住民の皆様、ご協力していただいた方々によるものであり、感謝を申し上げます。

佐久小学校と佐久中学校は、校舎一体型の小中一貫教育校として地域に根ざした学校を目標に様々な取り組みを行っております。地域に根ざすことは、学校と連携しながら社会教育についてもより充実することも大切であると思われま。

教育に関する「大綱」の策定など義務的なこともございますが、学校教育、社会教育など多岐にわたり、ぜひ率直な意見交換の場となりますことを心から期待申し上げて、私の冒頭のあいさつとしたいと思います。本日の会議よろしくをお願いいたします。

総合政策課長（松澤） それでは続きまして教育委員長あいさつをお願いいたします。

3委員長あいさつ

教育委員長（倉澤誠） 皆さんこんにちは。小中学校が統合され小中一貫校として6か月が過ぎました。この間、統合の良さ、小中一貫校につき学校からお聞きしたり、生徒の活躍を目の当たりにしております。あらためて町長さんはじめ行政の皆さんはじめ町の皆さんに心から感謝申し上げたいと思います。このスタートの年に第1回の総合教育会議が開催され、町の教育の課題や目指す方向について意見交換され意思の疎通ができますことは意義あることであると考えております。

総合教育会議の趣旨につきましては、この後お話があると思いますが、この総合教育会議の内容の大事な一つに大綱の策定があります。本日はその大綱の策定のために有意義なものになりますことをご期待申し上げましてあいさつとさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

総合政策課長（松澤） それでは続きまして第4の経過説明でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正についてということで、1枚おめくり頂きまして資料1につきまして、教育委員会からご説明を申し上げます。

学校教育係（小澤） 私のほうから経過説明ということで説明させていただきますが、座らせていただき説明させていただきます。

資料1、地方教育行政の組織及び運営に関する改正法の概要ということで、平成27年4月1日施行で法律が改正されておまして、その関係事項の抜粋したものが資料でございます。順次説明させていただきます。大綱に関する抜粋であります。大綱の制定について、①で地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めるものとする。教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針とは教育基本計画のことでありまして、そちらの教育基本計画につきましては地方公共団体においては努力義務となっており、そちらを大元としまして大綱を策定してくださいという趣旨であります。②地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとする。③地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。④としまして法第1条の3第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務、（教育委員会が管理し、執行する事務）を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。ということでこれは従来からの教育委員会の独立性はそのままであるということでもあります。

次に、総合教育会議関係の抜粋ですが、この期の法律改正の大きな点として総合教育会議の設置があります。①地方公共団体の長は、総合教育会議を設けるものとする。②総合教育会議は、地方公共団体の長及び教育委員会により構成する。③総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。④教育委員会は、協議する必要があると思料するときは、総合教育会議の招集を求めることができる。裏面2ページに行きまして、会議における協議事項等になります。総合教育会議においては、①大綱の策定に関する協議、②教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議であります。③児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議、並びにこれらに関する構成員の事務の調整を行う。ということでもあります。調整の結果の尊重義務としまして総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。会議の公開と議事録の作成及び公表で、①総合教育会議は、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認

めるときを除き、公開する。②地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。その他であります。①総合教育会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該すべき事項に関して意見を聴くことができる。②総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。以上、経過としまして法改正の内容につきましてであります。今回の法律改正としまして大綱の策定、総合教育会議の設置、新教育制度改正となっております。本日第1回目の総合教育会議ということで大綱の策定に入っていくものであります。以上であります。

総合政策課長（松澤） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正についてということで、説明をさせていただきましたが、これまでの間で何かご質問等はございますか。よろしいでしょうか。又、何かありましたらのちの意見交換の場をお願いできればと思います。

5の議題のほうに入ってまいりたいと思います。議事の進行につきましては町長に議長をお願いいたします。

5 議題

町長（佐々木定男） それでは5の議題ですが、しばらくの間私のほうで座長を務めさせていただきます。

(1) 「佐久穂町総合教育会議の設置について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

学校教育係（小澤） はい。それでは資料2をお願いします。

総合教育会議の設置が義務付けられております。設置要綱等の策定義務はありませんが事務をわかりやすくするために設置要綱を定めるものであります。こちらの内容につきましては先ほどの総合教育会議の経過報告で説明しましたことが順次書いてあるわけであります。

第1条設置の目的等であります。第2条所掌事務ということで大きく3点が書いてあります。(1)大綱の策定に関すること。(2)町の教育を行うための諸条件の整備、その他地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策に関することを話し合うということであります。(3)児童、生徒等の生命若しくは身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関することということで他県でありました、いじめや自殺問題に関すること等ございまして、その緊急時に総合教育会議で検討していくこととなります。第3条構成員の関係であります。第4条会議ということで、会議は町長が招集することとなりますが、教育委員の方からも必要に応じて会議の招集を求めることができるものでもあります。第5条意見聴取、第6条会議の公開です。第7条議事録であります。法律では「議事録を作成し公表するよう努めること」とありま

すが町ではそこを強めて、「議事録を作成し公表するものとする」としております。第8条調整結果の尊重ということで 調整を行った事項については、その調整の結果を尊重するというものであります。第9条庶務ということで、総合教育会議自体は町長が設置するものでありまして、会議の開催及び大綱の策定等に関する事務を、教育委員会に委任又は補助執行させることができる。とありまして会議の庶務は、総合政策課において処理することとさせていただきますが、ただし書きによりまして教育委員会こども課の方で事務処理をさせていただくものであります。

こちらの設置要綱につきましては、案ということでなく、既に町のほうで法規的事務を終えており、この10月1日より施行されておりまして、この会議におきまして確認、承知していただくものであります。以上です。

町長（佐々木定男） (1)佐久穂町総合教育会議の設置についての説明がありました。委員の皆さんからご質問、ご意見をお願いします。

委員（阿部紀子） 一つよろしいでしょうか。議事録を作成し公表する仕方についてどのようにするのか。

こども課長（渡辺） はい。議事録の公表につきましては町のホームページ、広報による方法が考えられます。再度整理しましてその載せかたについて工夫したいと思えます。

町長（佐々木定男） よろしいですか。ホームページ、広報によるということでありませう。他にございますか。

「いいと思えます。」の発言あり

町長（佐々木定男） 資料にあります但し平成27年10月1日施行ということですので既に始まっておりますがその点についてもご了承をお願いします。それではこの件につきましてはよろしいですね。ありがとうございます。次に進みます。

(2)「教育に関する大綱の策定について」を議題とします。これにつきまして説明をしてください。

学校教育係（小澤） はい。引き続き説明をさせていただきます。

教育に関する大綱の策定についてということでございます。まず大綱がどのように定義づけられているかということでございます。資料の3になります但し平成26年7月17日付の法律に書いてない詳細な部分の通知でございます。

1 ページ。(1) 大綱の定義ですが、1) 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。というものであり、施策の根本について定めるというものであります。2) 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。「参酌」とは参考にするという意味であり、教育の課題

が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものであること。3) 国の第2期教育振興基本計画においては、主に第1部及び第2部のうち成果目標の部分が、大綱策定の際に参酌すべき主たる対象となること。4) 大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定して策定するものであること。5) 教育委員会が今回の改正後も引き続き執行機関であることから、大綱に記載された事項を含め、教育委員会の所管に属する事務については、自らの権限と責任において、管理し、執行すべきものであり、地方公共団体の長が有する大綱の策定権限は、教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限を地方公共団体の長に与えたものではないことを確認的に規定したものであること。長が大綱を定めるものでありますが教育委員会としての権限はそのまま、対等の立場で大綱を定めるものという意味であります。

次に、(2) 大綱の記載事項、1) 大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられることです。2) 大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、地方公共団体の長が策定するものとしているが、教育行政に混乱を生じることがないようにするため、総合教育会議において、十分に協議・調整を尽くすことが肝要であること。3) 地方公共団体の長が教育委員会と協議・調整の上、調整がついた事項を大綱に記載した場合には、法第1条の4第8項により、地方公共団体の長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかるものであること。なお、会議で調整した方針に基づいて事務執行を行ったが、結果として大綱に定めた目標を達成できなかった場合については、尊重義務違反には該当しないこと。4) 地方公共団体の長が、教育委員会と調整のついていない事項を大綱に記載したとしても、教育委員会は当該事項を尊重する義務を負うものではないこと。なお、法第21条に定められた教育に関する事務の執行権限は、引き続き教育委員会が有しているものであることから、調整のついていない事項の執行については、教育委員会が判断するものであること。5) 新教育長及び教育委員には、法第11条第8項及び第12条第1項において、大綱に則った教育行政を行うよう訓示的に規定しているものの、調整のついていない事項についてまで、大綱に則して教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならないものではないこと。6) 大綱には、地方公共団体の長の権限に関わらない事項、教科書採択の方針、教職員の人事の基準等について、教育委員会が適切と判断して記載することも考えられること。7) 都道府県教育委員会は、市町村立学校に設置される県費負担教職員の人事や研修を行う権限を有し、法第48条

に基づき、市町村に対し、必要な指導、助言、援助を行うことができるものであることから、そのような権限の範囲内で、都道府県の大綱において、市町村立学校等に係る施策について記載することは可能であること。8)全国学力・学習状況調査の結果の公表については、その実施要領により、市町村教育委員会は、それぞれの判断に基づき、当該市町村における公立学校全体の結果や当該市町村が設置管理する学校の状況を公表することが可能であり、都道府県教育委員会がこれらの結果を公表することについては、当該市町村教育委員会の同意が必要とされている。このため、区域内の市町村における公立学校全体の結果や市町村が設置管理する学校の結果の公表について、市町村教育委員会が当該市町村の大綱に記載してもよいと判断した場合には、大綱に記載することもあり得ると考えられる一方、都道府県の大綱に記載する事項としては馴染まないものと考えられること。

次に（３） 地方教育振興基本計画その他の計画との関係についてであります

1) 地方公共団体において、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の基本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。2) 新たな地方公共団体の長が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なるときには、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましいこと。

以下の内容は総合教育会議についてですので説明はしませんが参考にしてくださいと思います。

次に資料 4 をお願いします。今回の「教育に関する大綱」に関連してくるであろう町の計画等を整理させていただいたものが資料 4 でございます。

（１）総合計画ですが、総合計画自体は、今は義務付けられておりませんが以前は自治法で規定されておりました。総合計画は町づくり、地域づくりの最上位計画であります。

現在は、佐久穂町総合計画で基本構想は 10 年間ということで来年度平成 28 年度までのものということで施策が展開されております。基本計画は 5 年間ということで今は後期 5 か年ということで平成 28 年度となっております。今後新計画策定といった流れになっております。

（２）教育基本計画についてですが、教育基本法第 17 条で、地方公共団体においては努力義務となっており、佐久穂町は現在特に策定していない状況にあります。こちらは教育の振興に関する基本的な計画という位置づけになります。

一つ飛ばしまして、（４）教育基本方針ということで佐久穂町の基本方針で平成 26

年度策定しまして、平成 27 年度改訂ということで教育委員会にて策定しております。こちらは教育基本計画を策定していない中で、教育の基本を定めておきたいということで定めさせていただいております。

(5) 学校グランドデザインであります。こちらにつきましてはそれぞれの小・中学区で定めてありましてグランドデザインは学校の全体構想、経営構想となっております。佐久穂町においてはそれらを踏まえまして、(3) 教育に関する「大綱」ということで、総合教育会議の協議により計画を策定していくということであります。細かな施策まで載せるものではなく、教育の目標や施策の根本的な方針であるという位置づけになっております。

それでは資料の残りの物について説明させていただきます。

資料ナンバーは付けておりませんが、佐久穂町総合計画で教育関係部分を抜粋したものであるということになります。8 ページになりますが (5) 教育・文化としまして「学びと文化が織りなす心豊かな人づくりの町」ということで、生きがいを持って暮らす心豊かな人づくりのため、一生を通じて学びつづけることのできる学習環境と生涯スポーツ活動の場を充実します。全国、世界を舞台に活躍し、未来のまちを担う人材づくりのため、家庭、地域、学校、行政が連携した地域教育と、小中連携した学校教育から、学力と人間性を両立する人間教育を進めます。」とありまして、そちらの具体的な計画ということで基本計画 5 2 ページから詳しくは説明しませんが、生涯学習の充実から人権教育、青少年等から、続きまして学校教育、施設の充実と続いておりまして、具体的な施策の内容となっております。

資料の 5 ということで、佐久穂町の教育基本方針ということで本年度の佐久穂町の方針であります。こちらのもととは総合計画からのもので上の段が学校教育の関係についてで、下の段が社会教育の関係についてであります。学校教育は 1 から 6 となっております。

- 1 正しい判断力を持ち、爽やかな言動のできる児童生徒の育成
- 2 確かな学力の定着と個の学びの道筋を大事にした学習活動の推進
- 3 思いやりや協調性など豊かな心を育み、かけがえのない命を輝かせる教育活動の推進
- 4 小学校と中学校の連携をより深め、義務教育 9 年間を通しての学びを目指す、小中一貫教育の推進
- 5 情報教育、国際理解教育をはじめ多様な教育活動を推進し、広い視野と柔軟な思考力、行動力をもつ児童生徒の育成
- 6 地域に密着した体験学習やスポーツ活動、食育環境の充実を通して、健康でチャレンジ精神に富む児童生徒の育成

とあります。社会教育でこちらも 6 項目ありまして

- 1 楽しんで学ぶことを通して自己の人格を磨き、仲間づくりや地域の連帯感を醸成し、

生涯学習の町づくり『つどう・まなぶ・むすぶ』の推進

- 2 こどもから大人まで体力などの向上を図るためのスポーツ活動の推進
- 3 生涯学習やスポーツ活動など多様なニーズに応える指導者やボランティアの養成
- 4 家庭教育の充実と学社一体となった『地域学校サポート』や『青少年健全育成』の推進
- 5 町民一人ひとりが差別や偏見のない、思いやりの心を大切にする人権教育の推進と人権意識の高揚
- 6 文化・芸術活動にふれる機会の拡大と、地域の歴史・伝統・文化財の継承及び保存と活用。

ということで、こちらが教育基本計画に代わる佐久穂町教育基本方針であります。

最後に資料の6ということで、新しい小学校中学校の佐久穂町のランドデザインであります。教育目標としまして、「創造」ということ。重点目標ということで「互いにみとめあう仲間づくり 地域に根ざす学校づくり」となっております。1年生から9年生ということで、従来の6・3制を小中一貫教育ということで5・6・7年を重点としまして、活用期として教科担任制を徐々に入れるというものであります。学習面、生活面における中一ギャップの解消、スムーズな中学校生活への移行も期待できるものであります。具体的なものにつきましては9年間を通した指導カリキュラムということで効果的系統的指導、独自英語カリキュラム、キャリア教育につながるふるさと学習ということで、3本立てで書いてございます。右下に、教育活動を支える基盤としまして「子どもの理解と個性に応じた指導、自尊感情の育成」、「授業力向上」、「地域連携」で本年開校しました佐久穂小・中学校のいちばん基本的な構想であります。資料の説明は以上のおりとなります。

教育に関する大綱策定という議題を出させていただいておりますが、大綱策定につきましては第2回、第3回ぐらいまでということで第2回目には大綱の素案を、年度末の第3回ぐらいには大綱の決定というようなスケジュールを考えております。本日は大きな方針とか、他町村でも何ページにわたるものもありますしA4サイズ一枚に収まるものや大綱と決めているものもございます。本日はそのボリューム等決めていただければ事務局で素案の作成に入れますので、そのあたりをご協議というか意見を出し合っただいただければと思っております。以上です。

町長（佐々木定男） 大綱の策定についてということで資料3から6について説明いたしました。これに対し、皆さんのほうからご意見ご質問をお出し頂きたいと思っております。ご自由にご発言ください。

町長（佐々木定男） この近くの自治体ですでに大綱を策定したところがありますか。

学校教育係長（小澤） **市さんは現在策定中です。郡内では聞いておりませんが、私がかかっているところで**村さんがあります。

教育長（相馬哲雄） 郡内では***村さんが策定済みであります。

町長（佐々木定男） 倉澤委員長さんどうぞ

教育委員長（倉澤誠） 資料4のところでこれからの進め方ですけど1から5までありますよね。町の総合計画から教育基本方針、グランドデザインと。一番考えなければいけないのが大綱と教育基本方針の関係ですよね。この基本教育方針と大綱がどういう関係をするのかということ、教育基本方針を大綱とするわけにもいかないと、そうすればどの辺のところまでおさえていくかということかなと思います。この基本方針を出すのか、そのまま大綱に入れるのか、それともどこら辺まで入れるのか、自分でもよくまとまらないが、もし考えがあればお聞かせいただければと思います。

町長（佐々木定男） はい。事務局よりお願いいたします。

学校教育係長（小澤） 基本的には教育基本計画があれば大綱がそれに代わることになるかと思っています。当町では基本計画に代わる位置で基本方針があるのですが、この基本方針というものが大綱の骨格になるべきものになるのかなと考えています。大綱と基本方針はあまりはっきり分けなくてどちらかという基本方針を大綱のようにと。基本方針が教育計画に代わるものとなれば、教育方針をもう少し詳細にしたのが大綱とであると。町の総合計画が更新される時期でもありますので、この大綱が先行し策定し、総合計画の中に位置づけられることになると思います。いま、**村さんと**町さんの大綱をお回ししますので参考までにご覧いただきたいと思います。**村さんは基本計画を大綱としておりまして、**町さんは小中一貫校ということもありまして調べてみました。

こども課長（渡辺） 現在、この基本方針に基づいて小中学校は学校教育基本計画を策定し動かれています。小中一貫校ということで、このグランドデザインを策定し、スタートしたばかりでありまして、よほどの変わった事象がない限り、この方針、グランドデザインが大綱の中に位置づけられて行くことになると思います。以上です。

委員（阿部紀子） 関連してよろしいでしょうか。資料3のところで大綱の記載事項というところで主として、学校の耐震化とか学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、・保育所とか幼児教育・保育の充実等、と説明をお聞きしたのですが、耐震化とか統合ということも大綱の中に盛り込まれていくのでしょうか。

こども課長（渡辺） はい、まずここに上がっているのは一つの例だと思います。すべて網羅できればよろしいのですが、耐震化問題、統合問題は、当町はすでに解消していますので、もし触れるので有れば、解消済みというような表現になろうかと思えます。あと、総合的な放課後対策、保育園幼稚園との連動は、幼保小連携が必要とされており、統合小中学校により小中一貫はできましたので、その前後として保育園との連動、社会教育との連動を図り、トータル的な教育というような体制としていきますのでそれらを十分含みながら素案を作っていきたいと思えます。

町長（佐々木定男） よろしいですか。他に何かありますか。

委員（佐々木太郎） 私の意見が先ほどこども課長の説明のとおり、町の基本方針、グ

ランドデザインで考えていくのだと思います。9年間とそれ以降も続くのではないかと思いますのでこの9年間の中でしっかりして道筋が立てられたらと思います。今のランドデザイン、基本方針により策定していくのだなと考えます。

町長（佐々木定男） はい。他にありますか。

今、佐々木委員さんからご意見が出ましたが、事務局のほうで第2回目にこのようなことが提示されるということでしょうか

学校教育係長（小澤） はい。2回目の会議の段階では素案として出したいと思っています。そこで修正等々入れていただき3回目、年度末には確定としたいと思います。2回目の時期につきましては議会等もありますので、1月ぐらいになるのかなと考えてはおります。

こども課長（渡辺） 準備出来次第、議会等ありますが時間がありましたら是非皆さんにお集まりいただきたいと思います。

町長（佐々木定男） 早めが良いと思います。準備でき次第お願いしたいと思います。

こども課長（渡辺） 小澤の方から説明しましたが、今年度中には仕上げていきたいと思っています。

教育委員長（倉澤誠） 意見をお願いします。大綱を策定するまでのこの町の方針に、町のこの総合計画の中に項目が出ていますよね。この基本理念が「水と緑のうるおい、人の営みが奏でる未来のふるさと」これが一番大事だと思います。それから、基本目標が4つありますよね。これを受けて、教育文化のところにおろしていく。これをもう一つおろしたのが教育委員会の教育基本方針ですね。そしてその下がランドデザインとなっている。先ほども出ましたがそんなに大きく文言は変えないで、スタンスはそのままにして、字句の修正はあっても、基本的にはその考えを変えないでいただければと思っています。今、学校で行っているのは基本理念、基本目標をおろして、ランドデザインを創っていますので、そうすると大きく変わらないで行くのだと思っています。以上です。

町長（佐々木定男） はい。ありがとうございます。他の委員さんどうですか。

よろしいでしょうか。それでは、今まで議論された段階を追って大綱を策定します。2回目の時には素案としてお示しをし、その時にはまた議論していただいて、修正等していただき3回目で成案にしていきたいと思っています。よろしいでしょうか。

事務局のほうで何か付け加えることはありますか。それでは今申し上げた順序で進めさせていただきます。よろしく願いをいたします。

それでは次に入ります。(3) その他に入ります。その他について説明してください。

学校教育係長（小澤） はい。その他については特にございません。

町長（佐々木定男） 委員さんの方から何かありましたらお願いします。

よろしいですか。それでは5番の議題につきましては以上でありますのですべて議題

は終了いたしました。それでは私の座長は降ろさせていただきます。大変ご協力をありがとうございました。

総合政策課長（松澤） ありがとうございました。それでは6の意見交換ということでありますけれど、何かご意見等ございましたらお願いいたします。・・・略

7 閉会

総合政策課長（松澤） それではよろしいでしょうか。次回は大綱の素案的なものがありましたら招集をさせていただきたいと思います。以上をもちまして第1回佐久穂町総合教育会議を閉会といたします。ありがとうございました。

○ 午後3時25分に閉会する。